

札幌地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 処分取消等請求事件

国側当事者・国（札幌東税務署長、倶知安税務署長）

平成26年7月30日棄却・確定

判 決

原告	甲
訴訟代理人弁護士	小寺 正史
同	松田 竜
同	熊谷 健吾
同	堀岡 和正
同	橋田 幸典
同	日和 優人
被告	国
代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	札幌東税務署長
	内海 司
同	倶知安税務署長
	佐藤 信一
指定代理人	原 啓晋
同	新庄 正義
同	梶 昌宏
同	宮森 弘治
同	近藤 達也
同	岡 直之
同	野口 一郎

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 札幌東税務署長が平成23年12月16日付けでした原告に対する贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 倶知安税務署長が平成23年12月16日付けでした原告に対する相続税更正処分のうち納付すべき税額2826万4400円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 請求1において、札幌東税務署長が原告に対してした平成23年12月16日付け贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分は、原告が別紙預金目録記載1ないし4の預金（以下「A信用金庫預金」という。）を平成18年8月15日に贈与により取得した（それまでは、原告の父である乙が原告名義を借名していた）として行われたものであるが、原告が当該預金を取得したのは被告主張の時期ではないとして、上記贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分の取消しを求め、
- (2) 請求2において、倶知安税務署長が原告に対してした平成23年12月16日付け相続税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分は、A信用金庫預金を平成18年8月15日に贈与により取得した、別紙預金目録記載5ないし8の預金（以下「B銀行預金」という。）を平成20年7月21日に相続により取得した（それまでは、被相続人乙が原告名義を借名していた）として行われたものであるが、A信用金庫預金を取得したのは被告主張の時期ではなく、B銀行預金は生前贈与されたものであり、相続財産ではないとして、上記相続税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求めている。

2 関係法令等の定め

- (1) 相続税法 1 条の 4 第 1 号は、贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時に
いてこの法律の施行地に住所を有する者は、同法により贈与税を納める義務がある旨規定する。
- (2) 国税通則法 1 5 条 2 項 5 号は、贈与税は、贈与による財産の取得の時に納税義務が成立
する旨規定する。
- (3) 相続税法基本通達 1 の 3・1 の 4 共－8 (2) においては、贈与による財産の取得時期につ
いて、書面によるものはその契約の効力の発生した時、書面によらないものはその履行の時と
することが定められている。

3 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 当事者等

ア 原告は、乙（以下「被相続人」という。）と丙（以下「丙」という。）の子であり、兄弟姉妹はいない。

イ 丙は、平成14年4月27日に死亡した。

ウ 被相続人は、平成20年7月21日に死亡し、原告が被相続人を相続した（以下「本件相続」という。）。

- (2) 本件各預金（甲 5、6、弁論の全趣旨）

ア 預金１（口座番号 〇〇〇〇〇〇）は、被相続人によって平成５年３月１５日に開設された原告名義のＡ信用金庫岩内支店の普通預金である。その後、預金２ないし４の定期預金の利息の入金等があり、平成１８年８月１５日時点の預金残高は１４４万４５５７円である。

イ 預金２（口座番号 一枝番 ）は、丙名義のＡ信用金庫岩内支店の普通預金の払戻金５００万円を原資に平成１３年１２月７日に開設された原告名義の同金庫同支店の定期預金である。その後、平成１６年１２月７日の自動継続を経て、平成１

ウ 預金３（口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇）は、被相続人名義のＡ信用金庫岩内支店の普通預金の払戻金８００万円を原資に平成１３年１２月７日に開設された原告名義の同金庫同支店の定期預金である。その後、平成１６年１２月７日の自動継続を経て、平成１８年８月１５日に解約されており、同日時点の預金残高は８０１万０８０７円である。

オ 預金５（口座番号 〇〇〇〇〇〇 ー枝番 〇）は、被相続人名義のＢ銀行岩内支店の普通預金の払戻金１２００万円を原資に平成１１年５月７日に開設された原告名義の同行同支店の定期預金（口座番号 〇〇〇〇〇〇 ー枝番 〇）が、満期後の平成１２年５月８日に書き換えられて新たな定期預金（口座番号 〇〇〇〇〇〇 ー枝番 〇）となり、当該定期預金が平成１３年５月８日に満期になった際、満期払戻金のうち預金８に振り替えられた１００万円を控除した残額で設定された原告名義の定期預金（口座番号 〇〇〇〇〇〇 ー枝番 〇）が、平成１４年５月８日、平成１５年５月８日及び平成１８年５月８日に書き換えられて設定されたものであり、本件相続開始日後の平成２０年８月１５日に解約されている。本件相続開始日時点の預金残高は、１１１２万６５８５円である。

キ 預金7（口座番号
 一枝番 ）は、原告名義のD銀行（現E銀行）札幌支店の原告名義の定期預金（平成6年に開設された原告名義の同行同支店の貸付信託2750万円の払戻金を原資に開設）の払戻金の一部である1901万1668円、丙名義のC銀行岩内中央支店の定期預金の払戻金949万円に、被相続人が拠出した150万円を併せて、平成13年10月23日に開設された原告名義の同行同支店の定期預金3000万円が、満期後の同年11月26日に書き換えられ、平成18年11月27日にその満期払戻金が一度は預金8に振り込まれた後、同預金からの振替により設定された原告名義のB銀行岩内支店の定期預金である。その後、平成19年11月27日の自動継続を経て、本件相続開始日後の平成20年8月15日に解約されている。本件相続開始日時点の預金残高は3000万円であり、同日に当該定期預金を解約するとした場合の解約利息相当額は3万4455円である。

3

成18年11月27日に預金7の設定元本が振り込まれているほか、預金5ないし7の利息の入金等があり、本件相続開始日時点の預金残高は23万2380円である。

(3) 相続税の申告

原告は、本件相続について、平成21年4月30日、倶知安税務署長に対し、納付すべき税額を2655万2000円として相続税の申告をし（乙1）、平成23年5月31日、納付すべき税額を2826万4400円として修正申告をした（乙2）。

(4) 贈与税処分等及び相続税処分等

ア 札幌東税務署長は、原告が平成18年8月15日贈与によりA信用金庫預金を取得したとして、平成23年12月16日付けで、納付すべき税額を1443万1000円とする贈与税処分及び無申告処分をした（甲1）。

イ 倶知安税務署長は、原告がA信用金庫預金を平成18年8月15日に贈与により取得し、また、B銀行預金を相続により取得したとして、平成23年12月16日付けで、納付すべき税額を4605万9400円とする相続税処分及び過少申告処分をした（甲2）。

(5) 異議申立て

ア 原告は、贈与税処分及び無申告処分を不服として、平成24年2月14日に、札幌東税務署長に対し、異議申立てをしたところ、札幌東税務署長は、同年4月12日付けで棄却の異議決定をした（甲3）。

イ 原告は、相続税処分及び過少申告処分を不服として、平成24年2月14日に、倶知安税務署長に対し、異議申立てをしたところ、倶知安税務署長は、同年4月12日付けで棄却の異議決定をした（甲4）。

(6) 審査請求

ア 原告は、平成24年5月10日に、異議決定を経た後の贈与税処分及び無申告処分を不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成25年4月25日付けで棄却の裁決をした（甲5）。

イ 原告は、平成24年5月10日に、異議決定を経た後の相続税処分及び過少申告処分を不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成25年4月25日付けで棄却の裁決をした（甲6）。

4 主たる争点

(1) 原告がA信用金庫預金を平成18年8月15日に贈与により取得したか（争点1）

(2) B銀行預金は相続財産か（争点2）

5 主たる争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（原告がA信用金庫預金を平成18年8月15日に贈与により取得したか）について

（被告の主張）

ア 法解釈

国税通則法15条2項5号が納税義務の成立時期を「贈与による財産の取得の時」と規定しており、単に贈与がされた時としていないのは、贈与税が、受贈者の担税力に着目して課される税であることから、受贈者が当該贈与によって現実に担税力を取得するに至った時、すなわち、書面によらない贈与の場合は、履行が完了し、受贈者が贈与された財産を、自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至った時に納税義務が

成立するとする趣旨であると解される。

そして、預金財産の帰属は、その名義のみによって決せられるものではなく、預金の帰属の判断に当たっては、購入原資の出捐者、管理及び運用の状況、収益の帰属者、名義人と管理及び運用をする者との関係等を総合考慮して判断すべきである。

イ 本件への当てはめ

平成18年8月15日より前には、A信用金庫預金の届出印は被相続人が所有・管理していたこと、A信用金庫預金の届出住所は被相続人の住所であること、平成14年4月27日に丙が死亡するまでは、被相続人又は丙がA信用金庫預金の設定、書換え及び解約の諸手続を行い、同日以降は、被相続人がこれらの諸手続を行っていたこと等から、被相続人がA信用金庫預金を自己の財産として支配管理し、当該預金から生じる利息を享受していたことが明らかである。したがって、平成18年8月15日より前においては、A信用金庫預金は被相続人に帰属していた。

そして、原告は、平成18年8月15日にA信用金庫岩内支店の原告名義の預金に係る届出印鑑及び届出住所の変更手続を行い、さらに預金2ないし4の解約手続を行った上で、原告名義の定期預金を新たに設定している。A信用金庫預金につき贈与契約書がないことを併せ考えると、原告は、平成18年8月15日に預金1及び預金2ないし4の解約払戻金を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至ったといえるから、同日において、被相続人から原告への預金1及び預金2ないし4の解約払戻金に相当する金員に係る贈与の履行が完了し、当該贈与が確定的になったのである。

(原告の主張)

ア 「贈与による財産の取得の時」とは、財産の所有権を取得した時と解するのが相当であるところ、わが民法は贈与を諾成契約としており、書面によらない贈与であっても契約成立時に目的物に係る所有権が移転するのであるから、受贈者は、贈与契約成立時に「財産を取得」するものと解するべきである。

被相続人は、A信用金庫預金の基となる預金、国債及び貸付信託につき、その取得後間もない頃に、原告のためにこれらの開設、購入した上で、原告はこれを了承した旨回答したのであるから、これらの原告名義の財産について、その時点で贈与契約が成立したのであり、これをもって原告はこれらの財産に係る権利を取得したものである。

イ 仮に、書面によらない贈与に係る贈与税の納税義務の成立時期につき、「履行が完了し、受贈者が目的物を完全に支配管理し自由に処分出来る状態に至った時」との解釈を前提とするにしても、書面によらない贈与につき履行が完了するまで撤回を可能とした法の趣旨は、軽率な贈与を防止し、贈与者の贈与意思の明確化を図ることにある。それゆえ、「履行の終わった」と言い得るには、贈与者の債務の主要な部分が実行されたことで足りるのであって、債権については証書の引渡しで必要十分であり、対抗要件具備は必要としない。

原告、被相続人間における贈与は、たしかに書面によらない贈与であるが、預金1については平成14年に、預金2ないし4やその基となる原告名義の預金、国債及び貸付信託についてはその開設、購入から間もない頃に、被相続人はこれらの通帳や証書等を原告に交付したのだから、同時点において、既に債務の主要な部分が実行されており、撤回可能な状態になっていたことは明らかである。したがって、預金1については平成14年に履行完了によって原告が取得しており、既に履行が完了された財産を基とする預金2ないし4については、

その開設時に原告に帰属することは明らかである。

(2) 争点2 (B銀行預金は相続財産か) について

(被告の主張)

ア ある財産が被相続人以外の者の名義になっていたとしても、相続開始時において、被相続人に帰属する財産であったと認められるものであれば、当該財産は当然に相続税の課税財産になる。

そして、預金財産の帰属は、その名義のみによって決せられるものではなく、預金の帰属の判断に当たっては、購入原資の出捐者、管理及び運用の状況、収益の帰属者、名義人と管理及び運用をする者との関係等を総合考慮して判断すべきである。

イ 本件相続開始時まで、B銀行預金の届出印は被相続人が所有・管理していたものであること、B銀行預金の届出住所は被相続人の住所であったこと、平成14年4月27日に丙が死亡するまでは、被相続人又は丙がB銀行預金の設定、書換え及び解約の諸手続を行い、同日以降は、被相続人がこれらの諸手続を行っていたこと等から、被相続人がB銀行預金を自己の財産として支配管理し、当該預金から生じる利息を享受していたことが明らかである。したがって、本件相続開始時点においては、B銀行預金は被相続人に帰属していた。

(原告の主張)

ア 「贈与による財産の取得の時」とは、財産の所有権を取得した時と解するのが相当であるところ、わが民法は贈与を諾成契約としており、書面によらない贈与であっても契約成立時に目的物に係る所有権が移転するのであるから、受贈者は、贈与契約成立時に「財産を取得」するものと解すべきである。

被相続人は、B銀行預金の基となる預金、国債及び貸付信託につき、その取得後間もない頃に、原告のためにこれらの開設、購入した上で、原告はこれを了承した旨回答したのであるから、これらの原告名義の財産について、その時点で贈与契約が成立したのであり、これをもって原告はこれらの財産に係る権利を取得したものである。

イ 仮に、書面によらない贈与に係る贈与税の納税義務の成立時期につき、「履行が完了し、受贈者が目的物を完全に支配管理し自由に処分出来る状態に至った時」との解釈を前提とするにしても、書面によらない贈与につき履行が完了するまで撤回を可能とした法の趣旨は、軽率な贈与を防止し、贈与者の贈与意思の明確化を図ることにある。それゆえ、「履行の終わった」と言い得るには、贈与者の債務の主要な部分が実行されたことで足りるのであって、債権については証書の引渡しで必要十分であり、対抗要件具備は必要としない。

原告、被相続人間における贈与は、たしかに書面によらない贈与であるが、B銀行預金の基となる原告名義の預金、国債及び貸付信託についてはその開設、購入から間もない頃に、被相続人はこれらの通帳や証書等を原告に交付したのだから、同時点において、既に債務の主要な部分が実行されており、撤回可能な状態になっていたことは明らかである。したがって、既に履行が完了された財産を基とするB銀行預金については、その開設時に原告に帰属することは明らかであるから、本件相続開始時に被相続人に帰属していたものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (原告がA信用金庫預金を平成18年8月15日に贈与により取得したか) について

(1) 「贈与による財産の取得の時」の解釈

贈与税は、贈与によって受贈者の取得した経済的利益に担税力を認めて課税するものである

ところ、書面によらない贈与は、契約成立の時点で一応所有権が移転するとはいえ、履行の終わった部分を除き、各当事者がいつでも撤回することができる（民法550条）のであるから、契約成立の時点で経済的利益が確定的に移転したとみるのは現実的とはいえない。このような書面によらない贈与の性質に照らすと、国税通則法15条2項5号にいう「贈与による財産の取得の時」とは、書面によらない贈与の場合においては、贈与の履行が終了して経済的利益の移転が確定期になった時、すなわち、贈与を受けた者が当該財産を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至った時をいうと解するべきである。

(2) 認定事実1

前記前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

- ア 平成18年8月15日より前において、A信用金庫預金の届出印鑑は、いずれも被相続人がその自宅において使用し、保管していたものであり、A信用金庫預金の届出住所は、被相続人の住所であった（乙15、16、21、弁論の全趣旨）。
- イ 原告が平成12年の開業時から取引を行っているF信用金庫の届出印鑑は、原告が自ら使用し、保管していた印鑑であり、上記アのA信用金庫預金の届出印鑑とは異なるものであった（乙17、原告本人）。
- ウ 原告は、医師として働き始めた昭和62年4月以降、被相続人及び丙と同居していない（弁論の全趣旨）。
- エ 原告は、平成18年8月30日に住所を移転した際、遅滞なくF信用金庫において住所変更の手続を行った（乙18、19）。
- オ A信用金庫預金及びその基となる原告名義の預金、国債及び貸付信託につき、いずれも被相続人が開設、購入に係る手続や預金2ないし4の書換えの手続を行った（弁論の全趣旨）。
- カ 原告は、平成18年8月15日に、A信用金庫岩内支店に行き、預金2ないし4を解約し、解約払戻金に別資金を合わせた原告名義の定期預金を新たに設定したが、その際、A信用金庫岩内支店の原告名義の預金に係る届出印鑑を、原告が自ら使用し、保管しているF信用金庫の届出印鑑に、届出住所を同日における原告の住所である「札幌市白石区」にそれぞれ変更した（乙5、8、13、18、20、21、原告本人）。

- (3) 前記認定事実1アないしオのとおり、平成18年8月15日より前においては、A信用金庫預金の届出印鑑は被相続人が自宅において使用し、保管していたものであり、原告が自ら取引を行っていた金融機関への届出印鑑とは異なるものであったこと、A信用金庫預金の届出住所は原告と同居していない被相続人の住所であったこと、被相続人がA信用金庫預金につき書換え等の手続を行ったことからすれば、A信用金庫預金を現実に支配管理していたのは被相続人であり、原告はこれを自由に処分することはできなかったというべきである。

- (4) ア これに対し、原告は、預金1については平成14年に原告が通帳を保管するようになり、預金2ないし7の基となる原告名義の預金、国債及び貸付信託については、その開設、購入から間もない頃に、被相続人は証書を原告に交付したのであって、既に同時点で本件各預金やその基になる資産は原告に帰属していたのであるが、原告は医師として業務が多忙で日中銀行に行く時間がなかったため、資産の管理及び運用を被相続人に委託していた旨主張し、これに沿う原告の供述がある（甲9、原告本人）。

しかし、被相続人が原告に通帳や証書の交付をしたとの事実は、何ら客観的な裏付けがなく、これを認めるに足る証拠はない。また、自己の資産であれば、その管理及び運用に関心があ

るのが通常であるところ、原告は資産の具体的な管理及び運用について被相続人と話をしたことはない（甲 9、原告本人）。そして、原告は、被相続人に管理及び運用を委託していたという資産を実際に使用したことはなく、自宅を建てるときにも同資産を使用することなくわざわざローンを組んだというのであり（原告本人）、本件各預金やその基になる資産が自己の資産であることを前提とした行動をしていたとはいえない。加えて、平成 12 年の開業後は水曜日の午後は休診であったこと（原告本人）、F 信用金庫の担当者が原告の病院に来訪していたこと等を踏まえれば（原告本人）、あえて同居していない被相続人に預金の管理及び運用を依頼するほど余裕がなかったというのは不自然である。

したがって、原告の上記供述は信用することができず、原告の上記主張は採用できない。

イ また、原告は、丙の相続に係る相続税の申告を行う前提として、各財産が被相続人及び原告のいずれに帰属するものかを明らかにするために作成したとする文書ファイル（甲 7）を根拠に、丙の死亡直後である平成 14 年 5 月の時点において、被相続人及び原告が、本件各預金が原告に帰属していたとの認識を有していたと主張する。

原告の主張する「帰属」の意味は必ずしも明らかではないが、これを国税通則法 15 条 2 項 5 号の「贈与による財産の取得の時」にいう「贈与による財産の取得」という意味であるとする、次に検討するとおり、原告の上記主張は採用できない。贈与者と受贈者との間で贈与対象物の権利移転があっても、当該対象物に対する現実の支配管理が贈与者から受贈者に移転していなければ、国税通則法 15 条 2 項 5 号の「贈与による財産の取得の時」にいう「贈与による財産の取得」ということはできないからである。

本件において、上記文書ファイルの記載と丙の相続に係る相続税の申告の内容が概ね一致すること（甲 8）から、預貯金の名義どおりに丙の相続税の申告がされたこと、原告と被相続人との間において、原告名義の預金の返還債権を原告が有することが確認されたことがうかがえる。しかし、名義通りに相続税の申告をし、その際に原告名義の預金の返還債権を原告が有することを原告と被相続人との間で確認しても、そのことによって当該預金に対する支配管理が被相続人から原告に現実に移転したということとはできないから、国税通則法 15 条 2 項 5 号の「贈与による財産の取得の時」にいう「贈与による財産の取得」があったということとはできない。

原告は、本件各預金の「帰属」が認識されたと主張するが、そのためには、本件各預金について現実に支配管理が移転したことをうかがわせる事実を認識する必要があるところ、原告は上記文書ファイルが作成され、その内容が確認されたとするが、そのことだけでは、本件各預金について現実に支配管理が移転したことをうかがわせる事情を認識したとみることはできず、被相続人と原告との間で、上記「帰属」が認識されたということとはできない。

したがって、上記原告の上記主張は採用できない。

ウ また、原告は、本件各預金の原資には原告が被相続人に管理を委託した現金約 2500 万円が含まれる旨主張する。

しかし、当該主張もまた客観的な裏付けがないものであり、原告が被相続人に現金の管理を委託する合理的理由もうかがわれないから、原告の上記主張は採用できない。

エ したがって、原告の主張はいずれも採用できない。

(5) 以上より、平成 18 年 8 月 15 日より前においては、原告が A 信用金庫預金を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至っていたということとはできな

い。

- (6) そして、前記認定事実1カのとおり、原告は、平成18年8月15日に預金2ないし4を解約し、解約払戻金に別資金を合わせた原告名義の定期預金を新たに設定した上で、A信用金庫岩内支店の原告名義の預金に係る届出印鑑を原告が自ら使用し、保管している印鑑に、届出住所を同日における原告の住所に変更したのであるから、同時点で、預金1及び預金2ないし4の解約払戻金を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することができる状態に至ったというべきである。

よって、原告は預金1及び預金2ないし4の解約払戻金を平成18年8月15日に贈与により取得したと認められる。

2 争点2（B銀行預金は相続財産か）について

(1) 相続税の課税の対象となる相続財産について

ある財産が被相続人以外の者の名義になっていたとしても、当該財産が相続開始時において被相続人に帰属していたものと認められるものであれば、当該財産は相続税の課税の対象となる相続財産となる。

そして、被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったといえるか否かは、当該財産又はその取得原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産を管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。

(2) 認定事実2

前記前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア 被相続人が死亡した平成20年7月21日の時点において、B銀行預金の届出印鑑は、いずれも被相続人がその自宅において使用し、保管していたものであり、B銀行預金の届出住所は、被相続人の住所であった（乙3、36、41、46、53、弁論の全趣旨）。

イ 原告が自ら使用し、保管しているF信用金庫の届出印鑑は、平成20年7月21日の時点において、B銀行預金の届出印鑑とは異なるものであった（乙17）。

ウ 平成20年7月21日までの間、被相続人が預金5ないし8の設定、書換え及び解約等の手続を行った（弁論の全趣旨）

- (3) 前記認定事実1ウ及びエ並びに前記認定事実2のとおり、平成20年7月21日の時点で、B銀行預金の届出印鑑は被相続人が自宅において使用し、保管していたものであり、原告が自ら取引を行っていた金融機関への届出印鑑とは異なるものであったこと、B銀行預金の届出住所は原告と同居していない被相続人の住所であったこと、被相続人がB銀行預金につき諸手続を行ったことからすれば、本件相続開始時において、B銀行預金について管理及び運用をしていたのは被相続人であったというべきである。

- (4) これに対し、原告は、前記1(4)記載と同旨の主張をして、B銀行預金は生前贈与によって取得していたというが、原告の前提とする主張がいずれも採用できないことは前記同様である。

- (5) したがって、B銀行預金は、被相続人が生前に原告に贈与したものと認められず、本件相続開始時において被相続人に帰属するものであったというべきである。

よって、B銀行預金は被相続人の相続財産であったと認められる。

3 まとめ

(1) 贈与税処分及び無申告処分

ア 贈与税処分

前記 1 (6) のとおり、A 信用金庫預金は、いずれも平成 18 年 8 月 15 日に被相続人からの贈与により原告が取得した財産であると認められ、これに基づき原告の贈与税の課税価格及び納付すべき税額を算定した贈与税処分は適法である。

イ 無申告処分

上記アのとおり、贈与税処分は適法であり、また、期間内申告書の提出がなかったことについて、国税通則法 66 条 1 項ただし書に規定する正当な理由がある場合に該当しないので、同条 1 項、2 項に基づいて行われた無申告処分は適法である。

(2) 相続税処分及び過少申告処分

ア 相続税処分

前記 1 (6) 及び 2 (5) のとおり、A 信用金庫預金は、いずれも原告による被相続人の相続開始前 3 年以内に被相続人からの贈与により原告が取得した財産であり、また、B 銀行預金は、被相続人の相続財産であると認められ、これらに基づき原告の相続税の課税価格及び納付すべき税額を算定した相続税処分は適法である。

イ 過少申告処分

上記アのとおり、相続税処分は適法であり、また、相続税処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が相続税処分前の税額の基礎とされていなかったことについて、国税通則法 65 条 4 項に規定する正当な理由があるとは認められないから、同条 1 項に基づいて行われた過少申告処分は適法である。

第 4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 本間 健裕

裁判官 郡司 英明

裁判官 中川 大夢

預金目録

- 1 金融機関 A信用金庫岩内支店
預金の種類 普通預金
名義人 原告
口座番号
設定日 平成5年3月15日
- 2 金融機関 A信用金庫岩内支店
預金の種類 定期預金
名義人 原告
口座番号
枝番
設定日 平成13年12月7日
- 3 金融機関 A信用金庫岩内支店
預金の種類 定期預金
名義人 原告
口座番号
枝番
設定日 平成13年12月7日
- 4 金融機関 A信用金庫岩内支店
預金の種類 定期預金
名義人 原告
口座番号
枝番
設定日 平成17年11月29日
- 5 金融機関 B銀行岩内支店
預金の種類 定期預金
名義人 原告
口座番号
枝番
設定日 平成18年5月8日
- 6 金融機関 B銀行岩内支店
預金の種類 定期預金
名義人 原告
口座番号
枝番
設定日 平成18年9月20日
- 7 金融機関 B銀行岩内支店
預金の種類 定期預金
名義人 原告

口座番号

枝番

設定日 平成18年11月27日

8 金融機関 B銀行岩内支店

預金の種類 普通預金

名義人 原告

口座番号

設定日 平成13年1月31日

更 正 決 定

原告 甲

被告 国

上記当事者間の平成●●年（〇〇）第●●号処分取消等請求事件につき、平成26年7月30日当
裁判所がした判決に明白な誤りがあるから、職権により、次のとおり決定する。

主 文

上記判決の当事者の表示中、

「熊谷健吾」とあるのを「熊谷建吾」と更正する。

平成26年7月30日

札幌地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 本間 健裕

裁判官 郡司 英明

裁判官 中川 大夢